

平成 29 年 12 月 25 日

疑義照会簡素化プロトコル

疑義照会簡素化プロトコルについては、保険薬局での患者待ち時間短縮や処方医の負担軽減の観点から、包括的に薬剤師法第 23 条第 2 項に規定する医師の同意が得られたものとして扱う。

【疑義照会簡素化プロトコルに関する問い合わせ先】

松江日赤 薬剤部 薬品情報課

(受付時間：平日 8：20～16：50 電話番号：24-2111 (代表) 内線：7386)

【処方変更・調剤後の対応】

<保険薬局>

○処方変更して調剤した場合は、変更内容・変更理由を記載し、必ず松江日赤 薬剤部に FAX (26-8988) する。

○処方箋等に当該疑義が「事前合意・医師承認済み」であることを記録に残す。

<松江日赤 薬剤部>

○次回からの処方に反映させることが可能なものについては、オーダリングシステム内の処方を修正する。また、処方医が変更内容・理由を確認出来るように診療録(御報告)に記録する。

<松江日赤 医師>

○薬剤部が処方を修正した場合、医師は事後承認する。

院外処方箋における処方医への疑義照会不要項目

【原則】

○保険薬局での運用においては、患者の不利益にならないように、十分説明した上で必ず同意を得てから行うものとする。

○麻薬、覚せい剤原料、抗腫瘍剤は下記合意項目に関わらず疑義照会をする。

① 内服薬の剤形の変更

例1) ロスバスタチン口腔内崩壊錠 5mg ⇔ クレストール錠 5mg

例2) ワーファリン錠 1mg 2錠(粉砕) ⇔ ワーファリン顆粒 0.2% 1.0g

*用法用量が変わらない場合のみ可。

*薬価が上がる場合は患者にその旨を説明し、同意を得てから行ってください。

*体内動態、安定性、溶解性等を考慮した上で行ってください。

- ② 別規格製剤がある場合の処方規格の変更
例1) 5mg錠 1回2錠 → 10mg錠 1回1錠
例2) 10mg錠 1回0.5錠 → 5mg錠 1回1錠
例3) プロスタンディン軟膏0.003% (30g/本) 1本 → (10g/本) 3本
* 適応症が同一の場合のみ可。
- ③ コンプライアンス等の理由により無料で行う半割、粉碎
* 体内動態、安定性等を考慮した上で行ってください。
* 自家製剤加算、嚥下困難者用製剤加算を算定する場合は、必ず直接医師に疑義照会をした上で調剤してください。
- ④ コンプライアンス等の理由により無料で行う一包化
* 「分包拒否」、「ヒートシール希望」等のコメントがある場合を除く。
* 安定性等を考慮した上で行ってください。
* 一包化加算を算定する場合は、必ず直接医師に疑義照会をした上で調剤してください。
- ⑤ 薬歴上継続処方されている処方薬に残薬があるため、投与日数を調整（短縮）して調剤すること（外用剤の数量変更も含む）
例1) マグミット錠500mg 30日分 → 25日分(5日分残薬がある場合)
例2) モーラスパップ60mg 5袋 → 3袋(2袋残薬がある場合)
* 院外処方箋備考欄の「保険薬局が調剤時に残薬を確認した場合の対応」の“保険医療機関へ疑義照会した上で調剤”に処方医のチェックがある場合は、必ず直接医師に疑義照会をした上で調剤してください。
* ノンコンプライアンスが原因で投与日数を調整（短縮）した場合は、患者に適切な指導を行ってください。
* 投与日数を「短縮」ではなく「削除（0日分など）」する場合は、必ず直接医師に疑義照会をした上で調剤してください。
- ⑥ 漢方薬・EPA 製剤の食後投与
例1) 大建中湯 毎食後 → 毎食後のままで調剤可
* 保険薬局薬剤師が用法に合理性があると判断できる場合のみ可。